

あおば事務所のお知らせコーナー No.153 代表社員 阿久津 渉

○重要！雇用保険手続きには『マイナンバー』が必要です（再掲載）～雇用保険

先月の臨時号で特集しましたが、重要なお知らせですので再度ご案内致します。

5月1日以降の雇用保険の手続きには『マイナンバー』の記載が必ず必要になります。今までは制度はスタートしていたものの、記載がなくても受理されましたが、5月以降は記載がない場合は受理されなくなります。今後の雇用保険の手続きの際はあおば事務所に『マイナンバー』を下記のいずれかの方法でご連絡ください。

- ・書留（郵送の場合、必ず記録が残る方法でお送りください。）
 - ・電話（人数が10名未満の場合は、お電話でもご連絡いただけます。）
 - ・持参（ご連絡の上、あおば事務所に直接お持ちください。）
- ※マイナンバーの取扱い運用上、誤送信などによる情報漏えいの観点から FAX やメールでは連絡しないようご協力をお願いいたします。

○子ども・子育て拠出金の料率が変わりました ～社会保険

子ども・子育て拠出金は社会保険に加入している事業主が、社会保険料とともに毎月負担しています。社会保険料は会社と従業員で折半負担ですが、子ども・子育て拠出金は全額事業主負担となります。平成29年度の0.23%から平成30年度は0.29%に引き上げられました。平30年4月分(5月末振替)から自動的に変更されますので、手続きは必要ありません。

○外国籍の方を採用するときは在留カードを確認ください ～雇用保険

外国籍の方を採用する場合は、まずは在留カードで「在留資格(働くことのできる資格か)」「在留期間(滞在できる期間を過ぎてないか)」を確認する必要があります。

また、外国籍の方は採用と退職の際に、雇用保険に加入するしないにかかわらず、ハローワークへの届出が必要です。そのため、外国籍の方を採用した場合には、あおば事務所にご連絡をいただくとともに、在留カードの写しをあおば事務所までお送りくださいますようお願いいたします。

○平成30年度最新助成金情報 ～助成金

社員の人数に応じて一定割合（正式には法定雇用率）で障害者の方を雇用することが求められており、平成30年4月1日から障害者の雇用率が引き上げられました(民間企業2.2%)。

そこで新年度から、会社が障害者を雇用しやすいように助成金の額などが引き上げられました。

※雇用率に満たない会社が納める障害者納付金の対象は、常時雇用している労働者数が101人以上の会社です。助成金は労働者数に関係なく受給することが出来ます。

トライアル雇用助成金

①障害者トライアルコース

ハローワークなどの紹介で、障害者を一定の期間を定めて雇用し、その期間の働きぶりから業務への適性を見極め、本採用に繋げる場合に支給されます。(結果的に本採用しなくても助成金の申請は可能です)

【支給額】精神障害者の場合 雇用開始から 1～3ヵ月目 月額8万円
4～6ヵ月目 月額4万円(最長6ヵ月) 最大36万円
精神障害者以外 雇用開始から 1～3ヵ月目 月額4万円(最長3ヵ月) 最大12万円

②障害者短時間トライアルコース

ハローワークなどの紹介で、精神障害者等を一定の期間を定めて雇用し、まずは週の所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、障害者の職場適応状況や体調等に応じて、同期間中にこれを20時間以上とすることを旨とする場合に支給されます。(結果的に所定労働時間が20時間以上にならなくても助成金の申請は可能です)

【支給額】 雇用開始から 1～12ヵ月 月額4万円(最長12ヵ月) 最大48万円

対象となる障害者の範囲や手続きの流れなど、詳細につきましてはあおば事務所までご相談ください。



社会保険労務士法人

あおば労務経営事務所

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1

TEL : 048-592-0475 FAX : 048-592-0590

URL : <http://aobaroumuoffice.com/>

e-mail : akutsu@aobaroumuoffice.com (阿久津直通)

mado@aobaroumuoffice.com (事務所共通)